

平成 28 年 4 月 1 日

おおぞら農業協同組合行動計画

全ての職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内 容

目標 1 : 育児休業の取得率を次の水準以上とする。
女性社員・・・取得率を 100%とする。

< 対策 >

○平成 28 年度～ 出産予定者に産前産後の休業や育児休業制度を周知するとともに、管理職にも制度を周知し、休業しやすい体制づくりをする。

目標 2 : 年次有給休暇の取得日数を 1 人あたり年間平均 8 日以上とする。

< 対策 >

○平成 28 年度～ 有給休暇取得状況を把握し、各部署において有給休暇の計画的取得を周知するとともに、取得計画を策定してもらう。